



平成 25 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 吉 野 孝 行  
(コード:7518 東証第1部)  
照 会 先 取 締 役 執 行 役 員 片 山 典 久  
本リリースに関する問い合わせ先  
経 営 企 画 本 部 IR 担 当 部 長 梶 田 智 照  
(TEL.03-5462-0803)

不正行為の判明および平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書提出遅延ならびに  
当社株式の監理銘柄（確認中）への指定見込みに関するお知らせ

当社では、昨年の税務調査の過程において疑義が生じる事項が発生し、社内調査を進めてまいりました。昨年 11 月には社外弁護士（国広総合法律事務所 國廣正弁護士）などが関与しさらに調査を進め、このたび、当社の社員による外部業者を利用した不正行為が判明いたしました。

事実関係の詳細につきましては現在鋭意調査を継続しているため、平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書を金融商品取引法に定める提出期限（平成 25 年 2 月 14 日）までに提出することが困難になりましたこと、および、現時点で判明している事実の概要、今後の対応につきまして、下記のとおりご報告いたします。

当社の株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 現時点で判明している事実の概要

今般、当社の社員が外部業者らと共謀して、架空の外注費名目で当社に対する不正な請求を行わせる手口で金員を騙取していたことが判明いたしました。

外部業者に不正に支払われた金額は、平成 17 年から平成 24 年にかけての 8 年間で、総額約 7 億 4,800 万円に達する可能性があります。

なお、財務諸表に与える影響につきましては軽微と考えておりますが、調査委員会の今後の調査を踏まえて速やかに確定させる予定です。

2. 平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書提出延期について

当社は、平成 25 年 2 月 8 日に平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書を提出する予定でありましたが、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める提出期限である平成 25 年 2 月 14 日までに提出できない見込みとなりました。当社は、1 カ月以内の平成 25 年 3 月 14 日までに、同種的不正行為の有無の調査を終了し、財務諸表を確定したうえで、平成 25 年 3 月期第 3 四半期報告書を提出する予定です。

3. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a により金融商品取引法が定める期限内に報告書が提出できない旨を開示した場合は「監理銘柄（確認中）」に指定することとされています。

従って、東京証券取引所から投資家の皆様に対する注意喚起のため、当社株式は「監理銘柄（確認中）」に指定される見込みです。

#### 4. 平成25年3月期第3四半期決算短信、有価証券報告書等の訂正について

平成25年1月30日に発表しました平成25年3月期第3四半期決算短信につきましては、必要に応じて、平成25年3月期第3四半期報告書提出時に、訂正し発表する予定です。

また、必要がある場合には、速やかに過年度の有価証券報告書等に係わる訂正を行うとともに、今期の連結業績への影響等につきましても内容が確定次第、速やかに開示いたします。

#### 5. 今後の対応について

当社は、今回の事態を真摯に受止め、今後、2月4日に立ち上げた社外弁護士3名で構成される調査委員会（委員長 國廣正弁護士）による徹底した事実の究明と同種行為の有無等調査に全力を尽くしてまいります。

また、このような不祥事が二度と起こらないよう、社内体制の見直し・コンプライアンス意識の再徹底等を行い、再発防止に努めてまいります。

本件に関わる調査結果および再発防止策につきましては、内容が確定次第ご報告させていただきます。

本件につきましては、当社の株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けしますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

今後、経営陣と全社員が一丸となって皆様のご期待に沿えるよう努力してまいりますので、引き続き皆様のご理解・ご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以 上